

# 1. キャリア形成促進助成金概要

助成対象訓練	内容	助成金額 (中小企業)	限度額	対象労働者	
育休中・復職後等能力アップコース	育児休業中や復職後の能力アップのための訓練や妊娠・出産・育児等により離職していた者の訓練に対する助成コース	経費助成 3分の2 賃金助成 800円/h	20時間以上100時間未満 15万円	従来から雇用されていた雇用保険被保険者	3ヶ月以上休業し、復帰して1年以内の女性
若年人材育成コース	採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者に職業訓練を行った場合に支給される	【※青少年の雇用の促進等に関する法律第12条に基づく認定制度の認定企業以外は経費助成2分の1】	100時間以上200時間未満 30万円		雇用契約後5年以内35歳未満
成長分野等人材育成コース	成長分野等に関連する職業訓練を行った場合に支給される	経費助成 2分の1 賃金助成 800円/h	200時間以上 50万円		健康・環境・農林漁業等の重点分野の業種
自発的職業能力開発コース	雇用する労働者の自発的な職業訓練に対しての支援をした場合に支給される		1事業所あたり1年度 500万円		自発的に受講する教育訓練（就業規則に定めが必要あり）

- ・従業員に職業訓練などを受けさせる期間中も、所定労働時間労働した場合に支払う中將の賃金の額を支払っていること。
- ・訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請日までの間に、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨含む）していないこと。